

組合員の定期健康診断に関する個人情報の取扱いについて

- 1 目的 組合員の健康の保持増進
- 2 事業 所属所の委託を受けて行う労働安全衛生法に基づく検査と共済組合が独自に行う検査を所属所と共同で実施します。
- 3 検査内容
 - ① 所属所の委託を受けて行う検査 血液学的検査（血色素量・赤血球容積比・赤血球数・白血球数・平均赤血球容積・平均赤血球血色素量・平均赤血球血色素量濃度）、生化学的検査（AST・ALT・ γ -GT・総コレステロール・HDL コレステロール・中性脂肪・尿酸・グリコヘモグロビン A1c）、尿検査（糖・蛋白・潜血）、血圧検査・心電図検査（35歳以上）・聴力検査
 - ② 共済組合が独自に行う検査 生化学的検査（総ビリルビン・ロイシンアミノペプチターゼ・クレアチニン検査・総蛋白・アルブミン/グロブリン）、便潜血検査・眼底検査・心電図検査（35歳未満）・胃レントゲン検査・C型肝炎検査
- 4 検査機関 賀茂医師会・芹沢病院・杉山病院・池田病院・伊豆保健医療センター・三島総合病院・共立蒲原総合病院・静岡市立静岡病院・静岡市立清水病院・静岡市静岡医師会・江尻液済会・静岡市清水医師会・静岡県予防医学協会・焼津市立総合病院・藤枝市立総合病院・島田市民病院・榛原総合病院・市立御前崎総合病院・菊川市立総合病院・磐田市立総合病院・公立森町病院・佐久間病院・聖隷静岡健診クリニック・湖西総合病院・財団法人浜松市医療公社・浜松赤十字病院
- 5 業務委託 前項の検査機関とは、利用目的の特定と通知、目的外利用の禁止、不適切な取得方法の禁止、データ内容の正確性の確保、安全管理措置、取扱者責任者や監督、第三者提供の禁止等を定め契約を結んでいます。
- 6 検査結果 上記検査内容の①及び②の検査項目結果は、共同して次のように利用します。

所属所の委託を受けて行う検査、及び共済組合が独自に行う検査（C型肝炎検査は除く。）は、上記検査機関から所属所に提出します。

所属所は、検査結果を基に職員の健康管理に役立てます。

共済組合は、検査結果から「組合員の健康診断結果について」を作成し、有所見率、受診率等を参考にして今後の定期健康診断事業に役立てます。
- 7 データ管理責任者 静岡県市町村職員共済組合
- 8 問い合わせ 所属所の共済事務担当者を通じてご連絡願います。